

2015年11月30日

戸田建設本社ビルで環境省主催の地球温暖化対策研修会実施

—民間事業所における省エネ対策を実地研修—

環境省が主催する地方公共団体職員への地球温暖化対策研修会が、戸田建設本社ビルで開催されました。

同省では、地球温暖化対策等に係る計画書制度^{※1}を担当する地方公共団体職員を対象とした研修支援を行っています。その中に民間事業所の省エネ対策を実地体験するプログラムがあり、今回の研修先として戸田建設本社ビルが選ばれました。

この制度は、地方公共団体が事業者に対して省エネに関する計画書・報告書の提出を求め、それにより、温室効果ガスの排出抑制を促すものです。現在38の地方公共団体が制度を導入しています。

研修では、戸田建設担当者による本社ビルの省エネ活動の説明後、同ビル空調機械設備の運転状況等の視察が行われました。築54年経過するビルであっても、適確な運転調整と工夫によってかなりの省エネが可能であることを説明し、参加者の関心を惹きました。研修の内容は以下の通りです。

1. 開催日時、場所

- ・日時：2015年11月18日（水） 13:00～17:30
- ・場所：戸田建設株式会社本社（東京都中央区京橋1-7-1）

2. 参加者

- ・環境省 地球環境局、総合環境政策局の職員
- ・地方公共団体：埼玉県、京都府、香川県、堺市、つくば市の環境関連部門の職員
- ・戸田建設（本社総務部、価値創造推進室）、戸田ビルパートナーズ

3. カリキュラム

- ① 本社ビル施設概要・ビル管理を含む省エネの取り組み説明
- ② 現地視察 空調機械室、3階環境展示コーナー
- ③ 意見交換
 - ・省エネ活動に対する社員やテナント入居者の理解度について
 - ・2011年の震災による強制的な省エネ対策後もエネルギー使用量のリバウンド傾向が無い理由について
 - ・エネルギーの見える化導入の効果について
 - ・どのように設備改修の優先順位について
 - ・空調機械の省エネ運転の工夫について



座学研修



現地視察（CO₂見える化システム”CO₂MPAS”を見学）

※1 地球温暖化対策に係る計画書制度は、地方公共団体の条例等に基づき、地域の事業者（事業所）を対象に、地球温暖化対策計画書・報告書の提出を求め、その対策実施状況に対し、指導・助言や評価・表彰を行う制度。30の都道府県、8つの市で制度導入済み。